

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(5月3日午前6時から10日午前6時まで有効)

	レベルB (危険レベル)	レベルC (高危険レベル)
対象地域	レベルC以外のすべての地域	アッティカ県(アングストリ市、イドラ市、キシラ市、スペツェス市を除く)、アハイア郡、ピオティア郡、エヴィア郡(エレクトリア市、マドウディウ-リムニ-アギア・アンナ市、イステイエア-エディプス市、カリストス市、キミ-アリベリオス市、スキロス市を除く)、エヴリタニア郡、アルカディア郡、コリンシア郡、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、キルクス郡、ペラ郡、コザニ郡、タソス郡、カバラ郡、レスボス郡、レシムノ郡、カリムノス市、ハニア市、キシノス市、キサモス市、フェストス市、セレス市、アンフィポリ市、シディキス市、カストリア市、オレスティダ市、ガラティニ村、ディディモティホス市、マロニア-サペス市、イアスモス市、クサンシ市、ボロス市、イリダ市
マスク着用	屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)	
夜間の外出禁止 ※通勤、仕事、健康上の理由による移動と、ペットの散歩を目的とする外出は例外	午後11時から午前5時までの間、原則として外出禁止	
郡外・県外移動禁止	・郡外への移動禁止	・アッティカ県は県外(県内でも諸島部への移動は禁止)、他は郡外への移動禁止
集会、公的イベント、社交行事等(屋内、屋外、公的、私的を問わない)	・禁止	
公共交通機関・タクシー・自家用車 ※出発点が基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務</li> <li>・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務</li> <li>・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、ケーブルカー等は乗客65%まで</li> <li>・観光バスは乗客85%まで</li> <li>・自家用車・タクシー等は運転手含めて3人まで。未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外。また、介助を要する者は付き添い1人まで可。</li> <li>・バン等は運転手含めて4人まで、未成年の子供が親と同乗する場合のみ人数制限の対象外</li> <li>・従業員の移動のための社用車等は乗員最大50%まで(職場からの・職場への移動にかぎり、雇用主の証明書等が必要)</li> <li>・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、同棲者(正式)の同乗はマスク着用義務の対象外</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェリーは乗客 50%、キャビン付きは 55%まで</li> </ul>		
公共サービス(役場等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループの特別休暇等による保護に加え最大限のテレワークが義務</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制</li> <li>・テレカンファレンス、テレ面接</li> <li>・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>		
民間企業	<table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)</li> <li>・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務。サービス業はテレワーク 60%の義務。</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)</li> <li>・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)</li> <li>・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務。サービス業はテレワーク 60%の義務。</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)</li> <li>・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)</li> <li>・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務</li> <li>・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、最大限のテレワーク義務。サービス業はテレワーク 60%の義務。</li> <li>・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く)</li> <li>・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで</li> </ul>		
レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店内の座客は禁止(ホテル・宿泊客を除く)</li> <li>・座客のみで1テーブルにつき6人まで</li> <li>・客は待ち時間ではマスクを着用</li> <li>・営業時間は任意で午前5時から午後10時45分まで</li> <li>・ショッピングセンター、飛行場等の飲食店はテイクアウトとデリバリーのみ</li> </ul>		
食料品店 (スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ(レジ待ちの列では2m以上の間隔)</li> <li>・店内は25㎡毎に 1 人まで</li> <li>・申告は13033番(申告番号「2」)への SMS 送信か書面</li> <li>・営業時間は午前7時から午後9時までの任意の時間</li> <li>・宅配は翌日午前1時まで</li> <li>・5月9日(日)は任意で営業可</li> </ul>		
小売店舗、ショッピングセンター等  ※キオスクは24時間営業可 ※ラリサ郡及びトリカラ郡ファルカドナ市に関しては、3月3日・4日の地震の影響を受けた者については例外的な措置を講じる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Click Away または Click Inside で購入可能。予約が必要。</li> <li>・Click Inside では、500㎡までは25㎡毎に 1 人まで、500㎡以上は追加100㎡毎につき1人ずつ追加</li> <li>・13032番に携帯電話から SMS で申告する。1日1回、3時間以内のみ可能</li> <li>・受け取りは、領収書等をもって、1人のみ</li> <li>・支払方法はネット支払い又はカード払い</li> <li>・購入時の待つ客は9人まで、待ち時間は10分以内、列では2m以上の間隔</li> <li>・営業時間は午前7時から午後9時までの任意の時間</li> <li>・5月9日(日)は任意で営業可</li> </ul>		
理髪店、美容院、エステ等  ※レベル C では、理髪店・ネイルサロン・ペディキュアのみが営業可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲と2m以上の間隔を保つ</li> <li>・100㎡までは4人まで、100㎡以上は追加的に25㎡毎に1人ずつ追加</li> <li>・1回の SMS 等による申告での散髪等は3時間以内</li> <li>・予約制</li> <li>・待合室は禁止</li> <li>・営業時間は任意で午前7時から午後9時までの任意の時間</li> <li>・5月9日(日)は任意で営業可</li> </ul>		

教会等、宗教施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・儀式等のための集会、個人の礼拝は可、施設内25㎡に1人、かつ屋外は最大100人まで</li> <li>・二重マスク着用</li> <li>・聖職者のコロナウイルス検査の義務</li> </ul>
遺跡、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内は営業禁止</li> <li>・屋外は営業可</li> <li>・周囲と1.5m以上の間隔を保つ</li> <li>・10㎡毎に1人まで</li> <li>・グループは3人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く</li> </ul>

### 【共通事項】

1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。

2 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔(ほとんどの場合1.5m)を保つ義務、日中・夜間の外出制限・禁止、及び県・郡外移動禁止の違反については300ユーロ。その他規制の違反に関しては原則150ユーロ(個人の場合)。ただし、個人でも禁じられたイベント等を開催した場合は数千ユーロ以上となる。

3 クルーズ船は原則として寄港禁止だが、出発・終点港をピレウス、イラクリオ、ロドス、ケルキラ(コルフ)、ポロスに限り、途中寄港・下船のないクルーズのみ許可。クルーズ船を除くレジャー船、観光船等は寄港・出航禁止(緊急事態、給油・給水等、8m以下のボート等による釣りを除く)。